

# 慶林坊日隆における「法度」の一研究

## — 四条門流との関連について —

小 西 頭 龍

### 一 はじめに—問題の所在

室町期の日蓮聖人門下の代表的学匠として、京都四条門流から分派し法華經本門八品正意をたてた、慶林坊日隆（一三八五—一四六四）がある。日隆が法華經本門八品正意を標榜する根拠は、末法における本因下種を鮮明にすることであり、その立場から教化活動と門下の教育にあたっていている。ところで、日隆は多数の弟子檀越を教化し、教団を形成する上で、信仰上の紐帯として「法度」を制定した。日隆はその生涯において四種の「法度」を制定し、日隆教団の規律・規則を示しているのである。また、日隆が帰属していた具足山妙顕寺（日隆帰属当時は妙本寺と称す）には、開山である肥後阿闍梨日像（一二六九—一三四二）が制定した「法度」が存在し、日隆はこれらの「法度」を遵守していたと考えられる。また、中世日蓮教団諸門流において、本寺の貫首は代々讓状等を授与し、貫首権の正当性や門下への影響力を維持した。<sup>(1)</sup>

これは妙顕寺も同様であり、管見の限り、日像の授与状等は、(1)「日像上人伝授状」<sup>(2)</sup>・(2)「日像上人授与状」<sup>(3)</sup>・(3)「日像上人讓状」<sup>(4)</sup>等の三種が確認できる。すなわち、妙顕寺においても歴代の貫首に寺宝や門徒等が付属され、貫首の支配権及び影響力は絶対的なものであったということが理解できる。したがって、日隆は日像制定の「法度」に強い影響を受けていたと考えられる。そこで、この稿では日像と日隆とが制定した「法度」に注目し、日像制定の「法度」<sup>(6)</sup>と日隆制定の「法度」との関連について、少しく考察するものである。管見の限りであるが、日像が定めた「法度」には二種のもものが確認される。そこで、日像制定の二種の「法度」について順次確認したい。

### 二 日像制定の「法度」について

日像の制定した「法度」については、管見の限り(1)『日像置文』<sup>(7)</sup>・(2)『妙顕寺禁制』<sup>(8)</sup>の二種の存在が確認できる。まず、

(1)は暦応四(一三四二)年三月一九日、日像七二歳のときの制定で、妙顕寺における定法について定められている。その内容は、大乘法印が妙顕寺の化儀化法に背き、自らは教化をせず他門流の信徒を誘引し、多くの僧侶を脅し、惑わせたこととは謗法に準ずるとし、門下を戒めている。これは、妙顕寺における、出家者と在家者とのあり方について規定されていることが理解できる。つぎに、(2)は全六箇条からなり、暦応四年七月二四日、日像七二歳のときの制定である。第一条では、日蓮聖人の本地は本化上行菩薩であることを確信し、法門に異義を唱えるべきではないとしている。第二条では、妙顕寺の御本尊等の聖教類を他所に持ち出すことを禁止している。第三条では、諸国にいる僧俗は妙顕寺の二季の仏事に参らないことは謗法であるとしている。第四条では、他人の弟子、檀那を誘取することを禁止している。第五条では、本寺の法に違背する僧侶に帰依することは謗法行為であることを示している。第六条では、僧衆が寺内を出て他所に居住することを禁じている。以上、全六箇条の「法度」であるが、これは妙顕寺の出家者と在家者とにわたる、化儀化法に関する法式であり、第四条と第五条とが(1)と類似した条文であることが理解できる。そして、条文の後に御題目を記し、三国四師相承に大国阿闍梨日朗(一二四五—一二三二〇)・日像の二師を加えた記述がみられ、日像が日蓮聖人の嫡流であることを

強烈に示していることが確認できるのである。ところで、日隆は日像の法脈を継承し、自らの法華経信仰を門下に遵守させようとしたことが、日隆の「法度」から理解できる。そこで、日隆が制定した四種の「法度」について順次確認したい。

### 三 日隆制定の「法度」について

日隆が制定した「法度」には、(1)『本能寺條々法度本尊勸請起請文之事』<sup>(9)</sup>・(2)『日隆聖人未来遺言之事』<sup>(10)</sup>・(3)『信心法度』<sup>(11)</sup>・(4)『本能寺之法度』<sup>(12)</sup>等の四種のものが存在する。(1)は日隆が文安元年(一二二二)二月一日、六〇歳、(2)・(3)は宝徳三年(一二二二)二月一日、六七歳、(4)は寛正四年(一二三三)五月一三日、七九歳のときの制定である。そして、これらの「法度」の内容はつぎのようである。(1)は日隆が出家者に制定したもので、女犯肉食の禁止、博奕の禁止、堂中における失物に対する処置の方法などの規定であること。(2)は出家者と在家者とに制定したもので、本興寺の貫首の選定について規定していること。(3)は日隆の法華経信仰を具体的に示し、その主眼は出家者と在家者とにわたるものであること。(4)はその主眼は出家者と在家者とにおかれ、本興寺貫首の選出方法、本能寺の貫首ならびに出家者と在家者との弟子たちが守るべき規律などについて規定していること、などである。

以上、日隆制定の四種の「法度」について確認したが、こ

これらの「法度」と日像制定の「法度」とがどのように関連しているのかについて、検討していきたい。

#### 四 日隆制定の「法度」と日像制定の「法度」との関連について

日隆制定の「法度」と日像制定の「法度」とに共通してみられることは、謗法行為および与同罪を禁止し、他門流とのかわり方に言及していることである。つぎに、両者の違いに注目すると、日像の「法度」では、法門の異義を唱える者の存在がうかがわれ、他人の弟子、檀那等を誘取することを強く禁止しており、日像は自らの門徒の中で違反する者、分立をはかる者を許さなかったことが理解できる。<sup>(13)</sup> それに対して、日隆の「法度」では、日像の「法度」に比べより細かい謗法行為の規定がなされ、実際に法華経信仰に基づいた生活を営むことに即した「法度」であることが理解できる。さらには、他門徒の誘取や法門上の異議についての禁止条項がみられないが、本寺の貫首の選定方法や貫首が守るべき規律について定められていることが確認できるのである。

#### 五 おわりに—今後の課題

以上のことより、日像が帝都弘教の為に妙顕寺を創建し、建武元（一三三四）年四月勅願寺となり、布教活動の基盤が整っ

た後に制定した「法度」と、日隆が妙顕寺（妙本寺）から分派し、新たに教団を形成していく過程で制定された「法度」とではその条文に違いが見られ、日隆の「法度」には、教義の研鑽が盛んで日蓮門下諸門流が分派していく時期において、日隆が教団の中心となる本寺のあり方を示し、新たな信者を教化・獲得し、教団を維持・発展させていこうとしていたことがうかがえるのである。この稿では、日像制定の「法度」と日隆制定の「法度」とについて概観し検討したが、今後は日像以後の四条門流の貫首が制定した「法度」と、日隆が制定した「法度」とについて検討していきたい。

- 1 立正大学日蓮教学研究編『日蓮教団全史上』（昭和三九年、平楽寺書店）一一四・一二五頁。
- 2 立正大学日蓮教学研究編『日蓮宗学全書』第十九巻史伝旧記部二（昭和三五年、山喜房仏書林）四五頁、妙顕寺文書編纂会編『妙顕寺文書一』一六二頁（平成三年、大塚巧藝社）参照。
- 3 『日蓮宗学全書』第十九巻一一・一三五頁、『妙顕寺文書一』一六三頁参照。
- 4 『日蓮宗学全書』第十九巻四三頁、『妙顕寺文書一』一六五頁、特別展覧会『立正安国論』奏進七五〇年記念図録『日蓮と法華の名宝』—華ひらく京都町衆文化—一二五・二六九頁（平成二一年、京都国立博物館・日本経済新聞社）参照。
- 5 妙顕寺には「代々付属讓状」が存在することが指摘されている

- る。『妙顕寺文書一』一六四・一六六頁、『日蓮と法華の名宝』二六九頁。
- 6 日像制定の「法度」についての先行研究としては、管見の限り、宮崎英修稿「中世日蓮教団の制戒」（昭和六〇年、『法華仏教の仏陀論と衆生論』所収）がある。
- 7 『日蓮宗宗学全書』第十九卷三九・四〇頁、『日蓮と法華の名宝』九九・二六一頁参照。
- 8 『日蓮宗宗学全書』第十九卷四〇・四一頁、『日蓮と法華の名宝』一二四・二六九頁参照。
- 9 日隆の直筆が京都本能寺に格護されており、興隆学林専門学校図書館所蔵写真、「法華宗宗門史資料（二）」（昭和四五年、『桂林学叢』第六号所収）一〇八頁以下、法華宗宗門史編纂委員会編『法華宗宗門史』（昭和六三年、法華宗本門流宗務院）一二八頁以下を参照した。
- 10 日隆の直筆が本能寺に格護されており、興隆学林専門学校図書館所蔵写真、「本能寺文書」（昭和四三年、『日蓮宗宗学全書』第二十卷史伝旧記部三所収）二八二頁以下を参照した。
- 11 日隆直筆の所在は明確ではない。妙蓮寺文書編纂会編『妙蓮寺文書』（平成六年、大塚工藝社）九二頁以下、日唱上人草稿『両山歴譜』（東京大学史料編纂所謄写本）、本興寺文書（未刊）、「法華宗宗門史資料（二）」一一〇頁以下を参照した。
- 12 日隆の直筆が本能寺に格護されており、興隆学林専門学校図書館所蔵写真、日唱上人草稿『両山歴譜』寛正四年条、「本能寺文書」二八三頁以下、「法華宗宗門史資料（二）」一一一頁以下、『法華宗宗門史』一三四頁以下を参照した。
- 13 宮崎英修稿「中世日蓮教団の制戒」にも同様の指摘がなされている。

慶林坊日隆における「法度」の一研究（小 西）

〈キーワード〉 日像、日隆、法度、妙顕寺、四条門流

（興隆学林専門学校講師）